

# 災害時協力協定書

平成 27 年 12 月 10 日

陸上自衛隊第 7 師団第 7 特科連隊

安 平 町

## 大規模災害時等の情報共有要領及び生活救助等に関する協定書

安平町（以下、「甲」という。）と陸上自衛隊第7師団第7特科連隊（以下、「乙」という。）は、大規模災害（災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。）時等における甲及び乙の具体的な情報共有要領及び応急的な生活救助等に関し、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連絡体制の強化を図るとともに、情報の収集・整理・共有要領、乙の救助活動等のための地域使用、応急的な生活救助等を定め、安平町内における適切かつ効率的な人命救助活動及び生活救助活動等に資することを目的とする。

（平素からの情報連絡体制の充実）

第2条 甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、連絡体制について次のように定めるほか、複数の情報伝達手段の確保に努め、情報連絡体制の充実を図るものとする。

（1） 甲

連絡先名称	昼夜	電話番号	F A X 番号	衛星電話番号
総務課 情報グループ	昼	0145-22-2511(固定)	0145-22-2026	8816234 20321
	夜	080-6082-4223 (防災専用携帯)		8816234 20322
インターネットメールアドレス	<a href="mailto:bousai@town.abira.lg.jp">bousai@town.abira.lg.jp</a>			

注 この表において、「昼」とは8時30分から17時15分まで、「夜」とは17時15分から翌日8時30分までをいう。

（2） 乙

連絡先名称	昼夜	電話番号	F A X 番号	衛星電話番号
第1特科大隊 (担当部署)	昼夜	0123-23-5131	0123-23-5131	090-7409-1124
第7特科連隊 部隊当直司令	夜	0123-23-5131 (内線)4410		
インターネットメールアドレス	7farflif-7d@inet.gsdf.mod.go.jp(第2科内)			

注 この表において、「昼」とは8時から17時30分まで、「夜」とは17時30分から翌日8時までをいう。

(情報の収集・伝達)

第3条 甲及び乙は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、自所の要員・各関係機関・メディア・町民からの通報等、あらゆる手段を用いて情報の収集に努めるものとする。

2 甲は、北海道に対し自衛隊の災害派遣を要請する可能性がある場合には、乙に対し必要な災害情報等を提供するものとする。

3 乙は、必要に応じ甲に連絡幹部等を派遣し、情報の収集・伝達体制を強化するとともに、甲は乙が設置する連絡調整所を災害対策本部内に設置できるよう配慮するものとする。

4 甲及び乙は、情報資料の収集に際し、下記の様式1を使用し、迅速・確実な情報資料の伝達(報告)を図るものとする。

様式1

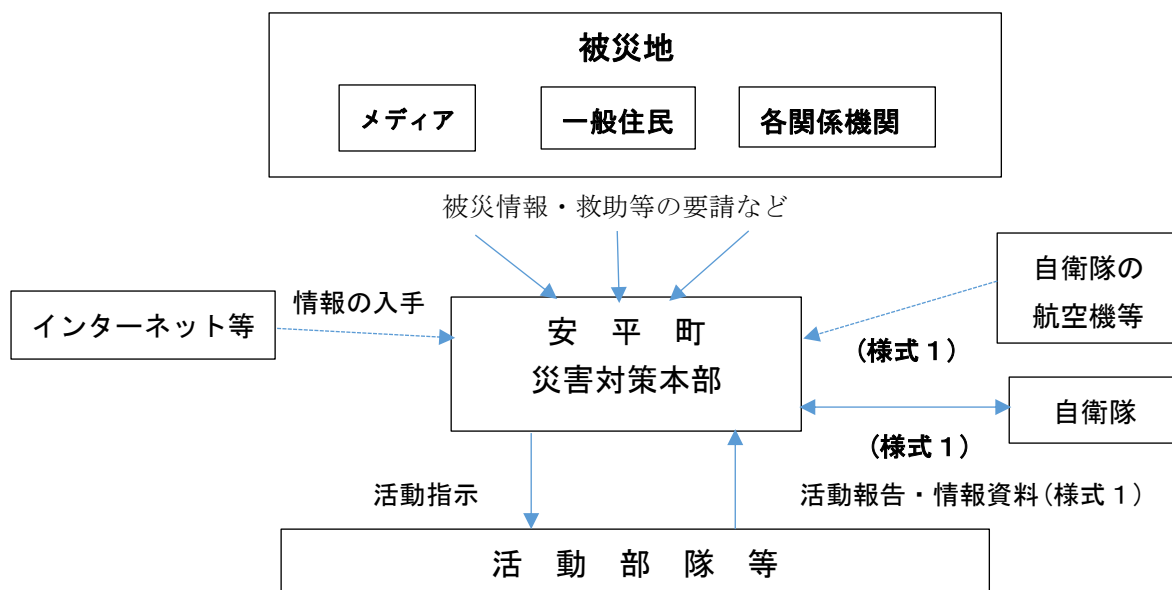
A:区分	B:通報時刻	C:通報者	D:場所	E:内容
救助・避難・民生支援				
活動報告・情報提供				

(情報の整理・共有化)

第4条 甲は、収集した情報資料を各関係機関と協力して分析・処理するとともに、各関係機関との共有化を図るものとする。この際、乙は甲が行う災害情報等の収集分析に関して、積極的に協力するものとする。

2 共有化にあたっては、甲及び乙が同一規格の地図(住宅地図・UTM座標地図等)を使用する。この際、甲は経年変化の修正により住宅地図が更新された場合、その都度、乙に提供するものとし、乙は連絡員派遣時に陸上自衛隊の使用するUTM座標地図を指揮所等に提供するものとする。

3 情報資料の収集及び情報の共有手順図



(地域の使用)

第5条 甲は、乙による人命救助活動及び生活救助活動等のため、乙の活動拠点の設置が必要と認められる場合、乙の申請に基づき甲が承認する地域又は甲が指定する地域を提供するものとする。

(応急的な生活救助)

第6条 甲は、北海道に対し、緊急に必要な生活救助のための物資を要請する場合、乙に対しても情報を提供するものとする。

2 乙は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令に基づき、甲に対し物品を無償貸付又は譲与等に関する場合、甲の指定する場所又は甲乙協議して定めた場所まで運搬するものとする。

(訓練の実施)

第7条 甲は、自ら実施する防災訓練において、本協定に定める内容を努めて反映させるとともに、乙は、これに協力するものとする。

2 甲及び乙は、訓練成果に基づき、本協定を改善して実効性を高めるものとする。

(普及・教育)

第8条 甲は、各関係機関等に情報の共有要領について、普及を図るものとし、乙は、情報の共有要領について、甲に協力するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成27年12月10日

甲 安平町

安平町長

乙 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊

連隊長